第1章 地球温暖化対策の推進

第1節 脱炭素社会の実現に向けて

〈主な指標と最新実績〉

県内温室効果ガス排出量(2020[令和2]年度): 16,263千トン環境GS認定等事業者数(2023[令和5]年3月末現在)

・環境 GS 認定事業者数: 2,344事業者

・県内のエコアクション21認証・登録者数:239事業者

・県内のISO14001認証取得者数: 267事業者

LED信号機の整備率: 約64.6%

第1項 温室効果ガス排出量の計画的削減

1 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の制定 【グリーンイノベーション推進課】

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を 条例に位置付け、脱炭素社会の実現、気候変動適 応及び循環型社会の形成に取り組む県の方向性を 示すため、2022(令和4)年3月に、2050年に 向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例を制定 しました。

この条例では、一定規模以上の建築物を新築、 増改築しようとする者への再生可能エネルギー設 備の導入義務、特定建築物再生可能エネルギー設 備等導入計画や特定建築物排出量削減計画の提 出・報告義務、一定規模以上の建築物の設計者による建築主への再生可能エネルギー設備等導入に係る説明義務、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者への排出量削減計画や再生可能エネルギー導入計画の提出・報告義務などを定めています。

県では、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け、 温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギー の導入促進などの取組をより一層推進していきま す。

2 「群馬県地球温暖化対策実行計画」の推進

「群馬県地球温暖化防止条例」に基づき、2011 (平成23) 年度以降の県内及び県庁内における温 暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、 2010 (平成22) 年度に「群馬県地球温暖化対策 実行計画2011-2020」を策定しました。

計画期間は、2020(令和2)年度までの10年間ですが、東日本大震災後のエネルギー・社会情勢の変化を踏まえ、2015(平成27)年3月に改定しました。

(1) 県内全体の計画(区域施策編)

ア 目標と指標

a 温室効果ガスの削減目標

2020(令和2)年度における温室効果ガスの排出量を、2007(平成19)年度比で14%削減する(うち森林吸収対策により6%削減)。

【グリーンイノベーション推進課】

b 部門別の主な指標

計画の進捗状況を把握する部門別の主な指標は表2-1-1-1のとおりです。

イ 主要施策

将来の「豊かな低炭素社会」の実現に向けた 具体的な取組を示しています。

- ・省エネルギー対策
- ·省資源対策
- ・新たなエネルギーの創出
- ・森林による二酸化炭素吸収
- 技術革新の促進
- ・県民意識の醸成

ウ 推進体制

「群馬県地球温暖化対策推進会議」(県民・事業者・各種団体・市町村などで構成)を本計画の推進組織とし、各構成員の連携による計画の

普及・推進を図り、目標の達成を目指します。 計画の推進体制として、PDCAサイクルを 導入し、部門ごとの主な指標について毎年度点 検するとともに翌年度以降の取組に反映させま す。

エ 県内温室効果ガス排出状況

県内温室効果ガス排出量は表2-1-1-2のとおりです。2020(令和2)年度(最新データ)の県内温室効果ガス排出量は16,263千tで、前年度に比べ2.9%減少しました。要因としては、

鉱工業生産量の減少や、自家用自動車等の燃費 の改善、暖冬による消費エネルギー量の減少な どにより、前年度に比べ温室効果ガス排出量の 総量は減少しました。

なお、基準年の2007 (平成19) 年度比では、 16.8%の減少となります。

(単位: 千t-CO₂)

表2-1-1-1 部門別の主な指標

部門	指標	単位	基準 年度	現在 (基準年度比)	削減目標 (基準年度比)
			2007 (H19)	2020 (R2)	2020 (R2)
産業	製造業の付加価値額当たりのエネルギー 消費量	GJ/百万 円	19.2	18 . 3(▲ 5%)	14.4(▲25%)
	環境GS認定等事業者数	事業者	908	2,899 –	5,000 -
業務	床面積当たりのエネルギー消費量	GJ/m²	1.57	0.99(▲37%)	1.20(▲23%)
未伤	【再掲】環境GS認定等事業者数	事業者	908	2,899 –	5,000 -
家庭	家庭1世帯当たりのエネルギー消費量	GJ/年	46	38(▲17%)	40(▲12%)
	住宅用太陽光発電設備普及率	%	1.4	12.3 -	15.0 -
運輸	自動車保有台数に占める次世代自動車の 普及率	%	0.7	22.2 –	20.3 –
	自動車1台当たりのガソリン消費量	リットル	832	495(▲35%)	541(▲ 35%)
 表表	県民1人当たりのごみの排出量	g/日	1,153	990(▲40%)	890(△ 23%)
廃棄物	リサイクル率	%	16.1	14.3 -	25.0 –
再生可能	新エネルギー自給率	%	0.4	18.3 -	15.0 -
エネルギー	【再掲】住宅用太陽光発電設備普及率	%	1.4	12.3 -	15.0 -

⁽注)項目ごとに四捨五入しているため、比の数値が一致しない場合があります。

表2-1-1-2 県内温室効果ガス排出量

基準 2020(R2) 年度 2015 2016 2017 2018 2019 年度 対前年度比対基準年度比 区分 (H27)(H28)(H29)(H30)(R1) 排出量 2007 (H19) (%) (%) 二酸化炭素(CO₂)計 17,107 | 16,226 | 16,354 | 16,089 16,583 | 15,603 | 15,119 ▲3.1 ▲11.6 15,969 エネルギー起源計 16,671 | 15,767 15,705 16,102 15,219 14,739 **▲**3.2 **▲**11.6 6,680 6,267 6,523 6,188 5.759 **▲**7.4 ▲8.1 産業部門 6.081 6.223 2.392 2.092 1.921 1.884 1,755 **▲**4.0 **▲**26.6 業務部門 2.013 1.828 家庭部門 2,762 2,907 2,799 2,711 2,731 2,496 2,588 3.7 **▲**6.3 4,713 ▲0.8 ▲12.1 運輸部門 5,079 4,516 4,463 4,637 4,502 4,466 171 171 171 171 その他 *1 171 171 171 481 **▲**1.0 **▲**12.8 廃棄物部門 436 460 384 384 384 380 メタン (CH₄) *1 363 363 363 363 _ 363 363 363 一酸化二窒素(N2O) *1 677 677 677 677 677 677 677 **▲**29.5 ハイドロフルオロカーボン(HFC) 94 72. 74 79 70 68 66 **▲**3.1 6.0 •94.7 49 14 パーフルオロカーボン(PFC) 268 45 26 38 13 六ふっ化硫黄(SF。) 33 **▲**14.1 1,045 33 22 23 23 20 **▲**98.1 三ふっ化窒素(NF3) 96 152 17 11 4 **▲**16.7 19,554 | 17,516 | 17,698 | 17,274 | 17,765 | 16,752 | 16,263 温室効果ガス総計※2 **▲**2.9 **▲**16.8

^{*1}エネルギー起源 CO2の「その他」、「CH4」、「N2O」については、2007(平成19)年度の数値に固定。

^{※2}項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(2)「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」の策定

2010 (平成22) 年度に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」が2021 (令和3)年3月に終期を迎えたことから、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、2021 (令和3)年3月に「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」を策定しました。

ア 策定の趣旨

この計画は、社会経済情勢の変化に対応し、 新たな地球温暖化対策を展開していくため、本 県の温室効果ガス排出量の現状や県民の意識、 これまで実施してきた各種施策の実績や効果な どを踏まえ、地球温暖化対策の面から「新・群 馬県総合計画」を推進するものです。

イ 計画の位置付け

- ・「新・群馬県総合計画」や「群馬県環境基本 計画」を上位計画とする地球温暖化対策に関 する個別基本計画です。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(第21条)に基づく計画(区域施策編及び事務事業編)のほか、「気候変動適応法」(第12条)に基づく地域気候変動適応計画も含みます。
- ・群馬県再生可能エネルギー推進計画を統合し、 当計画の区域施策編の一部として位置付けま す。

ウ 計画の期間

2021 (令和3) 年度から2030 (令和12) 年度までの10年間とし、5年ごとに計画の見 直しを行います。

- エ 温室効果ガス排出量の削減目標(区域施策 編:群馬県全体)
 - ・2030(令和12)年度の削減目標を、基準年度(2013[平成25]年度)と比べて50%削減(削減対策44%削減+森林吸収量6%削減)とします。
 - ・部門別の温室効果ガス排出量削減目標は表2-1-1-3、計画の進捗状況を把握する部門別の主な指標は表2-1-1-4のとおりです。

オ 目標の達成に向けて

温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」を推進するとともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を車の両輪として、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた施策体系を図2-1-1-1のとおり設定しました。

今後は、当計画に沿って地球温暖化対策を推進し、県土のレジリエンスを強化して、災害に強く、持続可能な社会の構築を目指します。

表2-1-1-3 部門別の温室効果ガス排出量削減目標

(単位: 千t-CO₂)

		71			~ \\\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
		温室効果 温室効果 温	7入排出量	温室効果ガ	入削減目標
	部門	基準年度 2013(H25)	目標年度 2030 (R12)	対基準年度比 削減量	削減割合
【削減	対策】		,	,	
二酸化炭素 (CO ₂) 計		17,073	9,242	7,832	46%
	エネルギー起源計	16,507	8,891	7,615	46%
	産業部門	5,856	4,482	1,374	23%
	業務その他部門	3,660	1,659	2,001	55%
	家庭部門	2,932	1,193	1,739	59%
	運輸部門	4,054	1,553	2,501	62%
	その他	5	4	1	14%
	廃棄物分野	567	351	216	38%
その作	他のガス	1,080	923	157	15%
Ž	温室効果ガス 総計	18,153	10,166	7,987	44%
Facet along	Table 1 1 tops				
【收収》	源対策】				
	森林吸収量 計			1,089	6%
出河	は量・森林吸収量 合計	18,153	9,076	9,076	50%
111/19		10,133	9,070	9,070	3070

^{*1「}群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」では、算定手法の見直しを行っているため、前計画期間中 の排出量と差異があります。

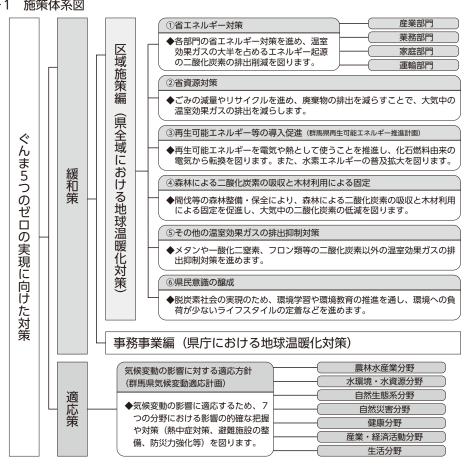
^{*2} 項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表2-1-1-4 部門別の主な指標

施策	体系		指標	単位	基準年度 2013(H25)	目標年度(基2030)	
	産業部門	製造業ルギー	の付加価値額当たりのエネ 肖費量	GJ/百万 円	*1 19.8	11.3	▲ 43%
		環境GS	S 認定等事業者数	事業者	2,572	4,700	83%
	業務部門	床面積	当たりのエネルギー消費量	GJ/m²	*1 1.25	0.6	▲ 52%
省エネルギー	未伤部门	環境GS	S認定等事業者数 (再掲)	事業者	2,572	4,700	83%
対策	家庭部門	家庭1世	帯当たりのエネルギー消費量	GJ/世帯	41.4	16.9	▲ 59%
		住宅用	太陽光発電設備普及率	%	7.2	23.7	229%
	運輸部門	自動車の 動車の	保有台数に占める次世代自 普及率	%	8.0	50	525%
		自動車	台当たりのガソリン消費量	L/台	604	231	▲ 62%
少次派孙笙		県民1/	(1日当たりのごみの排出量	g/人·日	1,050	805以下	_
省資源対策		一般廃	棄物の再生利用率	%	15.6	27以上	_
		再生可能	能エネルギーの導入量		*2 40億	77億	
		内訳 大規模水力発電以外		kWh/年	*2 9 億	46億	
		LAU(大規模水力発電		*2 31億	31億	
再生可能エネ 導入促進	ルギー等の		イクログリッド・VPP構築数 、験を含む)	件	_	5	_
		燃料用	木質チップ・ペレット生産量	㎡/年	*2 20,997	163,000	676%
		水素スラ	テーション設置数	箇所	_	3	_
		燃料電流	也自動車(FCV)普及台数	台	_	2,700	_
森林による二	酸化炭素の	間伐等	森林整備面積	ha/年	2,302	3,100	35%
	吸収と木材利用による固		責	ha/年	156	400	156%
定		新設住	宅の木造率	%	78	82	5%
その他の温室 排出抑制対策		フロン类	質の廃棄時回収率	%	34	70	106%

^{*1}算出根拠となる「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が1990 (平成2) 年度に遡って改訂されたため、数値を 見直しました。

図2-1-1-1 施策体系図



^{**22014 (}平成26) 年度の数値

3 / 「群馬県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の実施 【グリーンイノベーション推進課】

(1) 概要

「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」では、県自らが、事業者として温室効果ガスの排出を抑制するため、2020(令和2)年度における県有施設の温室効果ガスの総排出量を、2007(平成19)年度比で11%削減することを目標としていました。

毎年各所属ごとにa:公用車使用に係るエネルギー使用量・走行距離実績、b:庁舎、施設・設備に係るエネルギー使用量・温室効果ガス排出活動量を報告、c:温室効果ガス排出削減のための行動計画を策定し、各所属で設定した削減目標に向けて温室効果ガス排出活動量の削減を目指してきました。

その結果、2020年度の温室効果ガス排出量は、 基準年度である2007年度比で16.3%削減するこ とができ、削減目標を達成しました。

また、2020年度には「群馬県地球温暖化対策 実行計画2021-2030」を策定し、県内における

オフィス部門における県内最大の温室効果ガス排 出事業者として、2030 (令和12) 年度の削減目 標を、基準年度(2013 [平成25] 年度)と比べ て44%削減する目標を掲げ、取組を進めています。

(2) 現行計画における主な取組

県自らが率先してエネルギー使用量の徹底した 削減に取り組むほか、再生可能エネルギーの積極 的な導入等により、温室効果ガス排出量を削減し ます。また、「プラスチックごみゼロ」・「食品ロス ゼロ」対策について率先的に取り組み、環境負荷 の低減を図ります。

本計画を運用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー管理推進体制を通して全庁的な取組を推進します(図2-1-1-2)。

取組の実施状況については、PDCAサイクルを導入し、毎年度点検するとともに改善を行います。

(単位: t-CO₂)

(単位: t-CO₂)

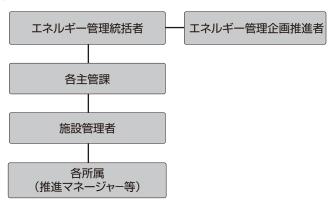
表2-1-1-5 県有施設における温室効果ガス排出量

	2013 (H25)年度	目標値	2021(R 3)年度			
	実績値	(2013年度比44%削減)	実績値	対2013年度比		
温室効果ガス総排出量	139,649	78,203	111,552	▲ 20.1%		

表2-1-1-6 県有施設における温室効果ガス排出量の推移

年度	2007(H19)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R元)	2020(R 2)	2021(R 3)
温室効果ガス総排出量	132,294	123,925	121,411	113,139	110,529	111,552

図2-1-1-2 推進体制



第2項 省エネルギー対策の促進

1 環境GS(Gunma Standard)認定制度の運営及び認定事業者への支援 【環境政策課】

環境GS認定制度は、自社の環境マネジメントシステム~計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)~を整備し、これを組織的に運用する県内事業者を県が認定・支援する制度です。

本制度は、2006(平成18)年度から認定を開始し、2.344の事業者を認定しています。

表2-1-1-7 環境GS認定事業者認定状況(2023[令和5]年3月31日現在)

	事業者の内訳	件数						
	農林水産業・鉱業	15						
業	製造業	332						
業種別	建設・廃棄物処理業等	619						
別	商業・金融・サービス業等	1,193						
	運輸業	185						
_L++	0~ 9人	866						
規模別	10~ 99人	1,278						
別	100~499人	166						
~	500人~	34						
	計							

表2-1-1-8 環境GS認定事業者数の推移(各年度末)

年度	認定事業者数
H30	2,548
R元	2,477
R 2	2,388
R 3	2,363
R 4	2,344

(1) 特徴

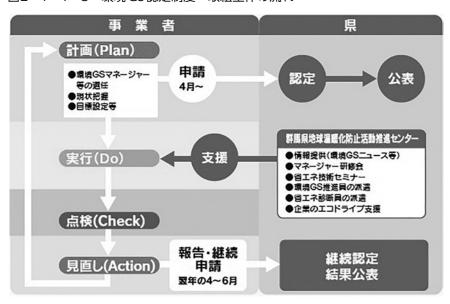
- ・申請書を県に提出した時点から、認定の対象と なります。
- 無理なく取り組めるよう、簡易な内容となっています。
- ・費用は無料です。
- ・参加は事業所単位で、業種等による制限はありません。ISO14001やエコアクション21の取得事業者も参加可能です。

(2) 申請期間 年間随時

(3) 認定事業者になると

- 認定書が交付されます。
- 事業者名と取組内容が公表されます。
- 県や民間事業者から支援等が受けられます。
 - ・広報紙等による情報提供(無料)
 - ・研修会・セミナーの開催 (無料)
 - ・環境 GS 推進員の派遣 (無料)
 - ・省エネ診断員の派遣(無料)
 - ・企業のエコドライブ支援 (無料)
 - ・環境GS企業エコ改修資金の貸付
 - ・民間金融機関からの融資等

図2-1-1-3 環境GS認定制度 取組全体の流れ



2 エコアクション21認証・登録支援 【環境政策課】

(1) エコアクション21とは

エコアクション21の認証・登録制度は、環境 省が策定したエコアクション21ガイドライン に基づき、環境への取組を適切に実施し、環境 経営のための仕組みを構築、運用、維持すると ともに、取組結果の公表を行う事業者について、 認証し登録する制度です。この制度は、事業者 の環境への取組を推進し、持続可能な経済社会 の実現に貢献することを目的としています。

(2) 認証・登録状況

全国で7,455件、群馬県では、239件(2023 [令和5] 年3月31日現在)の認証・登録があります。

【エコアクション21中央事務局ホームページから】

(3) 「エコアクション21認証・登録支援事業(自治体イニシアティブ)

2011 (平成23) 年度から環境GS認定事業者を対象として、県とエコアクション21地域事務局が協力して「無料集合コンサルティング」を実施し、エコアクション21認証・登録を目指す事業者を支援しています。

2022(令和4)年度は9事業者が参加しました。

表2-1-1-9 群馬県内におけるエコアクション21認証・登録者数の推移

年度 区分	H30	R元	R2	R3	R4
エコアクション21認証・登録者数	243	242	236	238	239
認証・登録支援事業参加者の認 証・登録状況	2	2	_	4	3

3 ISO14001* ¹認証取得支援 【地域企業支援課】

森林破壊、地球温暖化、海洋汚染など地球環境 問題への対応が大きな課題となり、企業の環境問 題への取組についても大きな関心が寄せられてい ます。

こうした中で、環境マネジメントシステムである国際規格ISO14001は、国際競争上、重要となり、大企業を中心に認証取得が進んでいます。さらに、「持続可能な開発目標」実現に向け、地球環境保全への対応は、経営リスクの回避とともに社会貢献や地域における信頼獲得にもつながります。中小企業においても、内外の取引先を開拓していく上で、認証取得が非常に重要となってきています。

(1) 認証取得の状況

1996(平成8)年に規格が発行し、我が国の 審査登録件数は、2023(令和5)年5月11日現 在で13.860件となりました。(群馬県:267件)

産業分野別の状況では、建設が23.20%、以下基礎金属、加工金属製品21.14%、電気的及び光学的装置13.17%と続きます。最近の動向としては、特定業種だけでなく、自治体、商社、病院、銀行等、サービス業をはじめとした幅広い業種に広がりを見せています。

【(公財) 日本適合性認定協会調べ】

(2) ISO14001認証取得支援

中小企業においては資金面や人材面が十分とはいえず、ISO14001認証取得への取組は遅れている状況にあります。

このため、本県では (公財)群馬県産業支援機構の「ビジネスサポートBASEぐんま"ココカラ"」においてマネージャーによる相談対応などの支援を行っています。

^{*&}lt;sup>1</sup>ISO14001:ISO14000シリーズは、国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が定めている環境管理システム規格で、1996(平成8)年9月に発行しました。ISO14001は、このシリーズの中核となる環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きです。このほか、環境監査の指針、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント、用語と定義などの規格があります。

4 / 省エネルギー診断の利用促進 【環境政策課】

県では、温室効果ガス排出量削減とコスト削減を目的として、環境GS認定事業者を対象に、「環境GS省エネ診断員派遣事業」を実施しています。本事業は、エネルギー消費量の削減に係る具体的な改修等を提案できる有資格者を「省エネ診断員」として認定し、無料で派遣するものです。現地調

査に基づいた、より事業者にあった改修等の提案と支援制度(補助金・融資等)の紹介を行います。 また、県の取組以外にも省エネルギー診断を実施している企業や団体があり、より詳細な診断を 行うことも可能です。

5 県産木材を使用した省エネルギー性能の高い建築物の普及促進 【林業振興課】

「温室効果ガス排出量ゼロ」の実現のため、家 庭部門や業務部門における省エネ・創エネを一層 進める必要があります。

このため、県では県産木材を使用した高性能の住宅・非住宅建築物の建築を促進するため、省エネ・創エネ性能の高い住宅を供給する「ぐんまゼロ宣言住宅促進事業」とモデル的な木造のZEBの建築を推進する「ZEB推進モデル事業」を実施しています。

また、非住宅建築物における木造化を推進する ため、中大規模の木造建築物が設計できる人材を 育成する「ぐんま中大規模木造建築マイスター養 成講座」を開催しています。

このような取組によって、これまで以上に多様な建築物に地域の木材を利用することにより長期的な炭素の固定と森林資源の循環による二酸化炭素の吸収機能の向上を図ります。

6 住宅の省エネルギー性能の向上に関する情報発信・普及啓発 【住宅政策課】

県では、住宅の省エネルギー性能向上を促進するため、行政の各種支援施策及び省エネルギー性能向上による光熱費や温室効果ガス排出量の削減など、その必要性や効果について、住宅の建築主、買主、借主等の消費者に対し情報発信を行っています。

また、住宅関連事業者の省エネに関する工事の 技術向上のため、事業者向け講習会を実施し住宅 の省エネルギー施工技術の普及啓発を図っていま す。

消費者向け講習会及び事業者向け講習会の開催 実績は表2-1-1-10のとおりです。

表2-1-1-10 講習会開催実績

(単位:回、人)

区分	年 度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4
沙井 セール	開催回数	1		1			2	2
消費者向け	参加者	25		43			39	32
市業支付け	開催回数	20	20	12	5	_	3	2
事業者向け	参加者	298	249	196	823	224	78	104

※R2年度はオンライン講座の資料配付数

7 家庭における節電・省エネ対策(ぐんまエコスタイル) 【環境政策課】

温室効果ガス排出量の削減に向けた行動が、ライフスタイルとして定着した脱炭素社会の実現を目指し、各家庭で取り組める温暖化防止行動「ぐんまエコスタイル」の普及推進に取り組みました。

(1) 出前講座 (講師の派遣)

ア趣旨・目的

公民館や自治会などの身近な場所で、他のイベントとの併催や平日夕方・休日など集まりやすい時間に出前講座を行い、家庭でできる温暖化防止行動などについて広く普及啓発を図りました。

イ 実施回数

17回

ウ 啓発リーフレット

リーフレット「知っていますか?地球にやさしいクルマ」、「始めよう!再生可能エネルギー」、「緑を増やして気候変動に備えよう」を使って、家庭で取り組みやすい温暖化防止行動を説明しました。

表2-1-1-11 出前講座の実施状況

年度	H30	R元	R2	R3	R4
件数	22	40	14	23	17
受講人数	564	1,141	335	524	598

(注)2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から、出前講座を例年より縮小し て実施しました。

8 制度融資による支援 【環境政策課、県民活動支援・広聴課】

環境生活保全創造資金は、公害防止や廃棄物対策、更には循環型社会づくりや地球環境問題に取り組む中小企業者等を支援する融資制度です。

1968 (昭和43) 年度に「公害防止対策資金」 として発足し、制度内容の充実とともに、1999(平成11) 年4月に「環境保全創造資金」、2003 (平 成15) 年4月に「環境生活保全創造資金」へと改称しました。

2022 (令和4) 年度における融資実績は、0件でした。近年の融資状況は表2-1-1-12、2023 (令和5) 年度における制度概要は表2-1-1-13のとおりです。

表2-1-1-12 近年の融資状況 (新規融資分)

(単位:件、千円)

区分	公害防整 備	止施設 資 金	低公害整 備	音導入資金	資源 利用 整備	施設	産業) 処理		産処整再生産	廃棄 施資施 河用金)	環境G エコ改	S企業 修資金	ポリ塩化 l 廃棄物タ	ジフェニル 処理資金	合	i
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	0	0	2	28,700	0	0	0	0	1	24,500	0	0	0	0	3	53,200
H28	0	0	4	41,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	41,800
H29	0	0	1	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,000
H30	0	0	0	0	0	0	1	25,000	0	0	0	0	0	0	1	25,000
R元	0	0	1	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,800
R2	0	0	0	0	0	0	1	48,332	0	0	0	0	0	0	1	48,332
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)融資実行した日の属する年度別の融資件数及び融資額

表2-1-1-13 制度融資の概要

	名称	対象者	対象事業	支援内容等	担当部署
		中小企業者、中小企業団体	①公害防止施設の設置 ②公害防止のため工場を移転 ③土壌、地下水汚染未然防止のため の施設整備 ④有害化学物質等に汚染された土 壌・地下水を処理 ⑤アスベスト除去	・限度額5,000万円(知事の特認あり) ・利率年1.7%(保証付1.4%)以内 ・融資期間 7年以内(工場移転、アスベスト除去 10年以内)うち据置期間1年以内	環境保全課
群		中小企業者、中小企業団体	①低公害車の購入(環境GS企業に限る) ②低公害車用燃料供給施設の整備	・限度額 1 億円 ・利率年1.7%(保証付1.4%)以内 ・融資期間 10年以内うち据置期間 1 年以内	環境政策課
馬県環境	資源有効利 用施設整備 資金	中小企業者、中小企業団体	資源有効利用施設の整備又は購入	・限度額5,000万円(知事の特認あり) ・利率年1.7%(保証付1.4%)以内 ・融資期間 7年以内(建物の新築又は改築10年以 内)うち据置期間1年以内	廃棄物・リ サイクル課
生活保全創	産業廃棄物 処理施設整 備資金	中小企業者、 中小企業団体	①産業廃棄物を処理するための施設整備 ②産業廃棄物を再生利用するための施設整備	・利率年1.7%(保証付1.4%)以内	廃棄物・リ サイクル課
造資金融	環境GS企	環境 GS 事業 者として認定 を受けている 中小企業者 (個人・会社)	①省エネ率10%以上の改修工事又は自己資金調達型のESCO事業②中小企業信用保険法施行規則第9条に定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」に該当する120施設等の設置③高効率照明への改修工事④新エネルギー設備の設置又は改修工事(自社で消費するエネルギーを賄う設備限定)	・限度額 ①省エネ率10%以上の改修工事2,000万円、自己資金調達型ESCO事業1億円②エネルギーの使用の合理化に資する施設等の設置1億円③高効率照明への改修工事に要する資金2,000万円④新エネルギー設備の設置又は改修工事2,000万円・利率年1.7%(保証付1.4%)以内・融資期間10年以内うち据置期間1年以内	環境政策課
			①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理 ②処理に伴う代替機器の設置	・限度額5,000万円(知事の特認あり)	廃棄物・リ サイクル課
その他融資	NPO活動 支援整備資 金	を置き、県内	①NPO活動を推進する上で必要な 施設及び一般事務機器等の整備 ②NPO活動を行う上で必要な運転 資金	・限度額①2,000万円②500万円(②の み知事の特認あり) ・利率年1.7%(保証付1.4%)以内 ・融資期間 ①建物10年以内、設備7年以内うち据 置期間1年以内 ②5年以内うち据置期間1年以内	県民活動支 援・広聴課

9 / 公共施設の省エネルギー化の推進 【グリーンイノベーション推進課】

県自らが率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模施設に対するESCO事業*2の導入や庁舎照明設備のLED化などの省エネ改修を推進するとともに、管理標準*3に基づくエネルギーの適正管理や行動計画による職員の省エネ行動の徹底を図っています。

また、東日本大震災以降は、電力不足に対する 節電対策として、使用最大電力の削減に取り組ん でいます。

(1) ESCO事業導入の推進

2008 (平成20) 年度及び2009 (平成21) 年度に、一定規模の県有施設9施設に対してESCO事業導入可能性調査を実施し、その中から費用対効果などを検討した結果、2011 (平成23) 年度に総合交通センター、2012 (平成24) 年度に生涯学習センター、2014 (平成26) 年度に自然史博物館、2019 (令和元)年度に県立女子大学、2020 (令和2)年度に館林美術館にESCO事業を導入しました。

(2) 管理標準に基づくエネルギーの適正管理

2010 (平成22) 年度から各県有施設ごとの管理標準を整備するとともに、エネルギー原単位*⁴ 削減の5か年の中期目標と単年度目標を設定しています。

また作成した管理標準の遵守状況を毎年チェック、評価することでエネルギーの適正管理を図っています。

(3) 職員の省エネ行動の徹底

各県有施設ごとに温室効果ガス削減措置を設定 し、取組状況を年1回(年度末)チェックし、省 エネ行動の徹底を図っています。

(4) 省エネ・節電対策の取組

特に電力需要が高くなる夏期及び冬期において、 省エネ・節電を徹底します。県有施設全体の電力 使用量を対前年度比で1%以上削減することを目 標に、各県有施設ごとに省エネ・節電行動計画を 作成し、来庁者の利便性や職員の健康管理、執務 効率の向上を考慮し柔軟に省エネ・節電対策を実 施しました。

県有施設の主なエネルギー使用実績は図2-1-1-5のとおりです。

図2-1-1-4 ESCO事業の概念

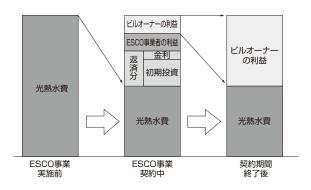
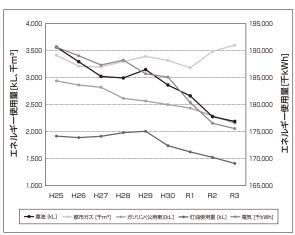


図2-1-1-5 県有施設の主なエネルギー使用実績



^{*&}lt;sup>2</sup>ESCO事業:民間事業者が実施する省エネルギーサービスのことで、設計、施工、運転・維持管理、資金調達などを含めた包括的なサービスのことです。省エネルギー効果を保証するパフォーマンス契約であることが最大の特徴です。

^{*&}lt;sup>3</sup>管理標準:エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点検)を定めた「管理マニュアル」を いいます。

^{*&}lt;sup>4</sup>エネルギー原単位:生産量や売上高など単位当たりのエネルギー使用量のことで、エネルギーに関する効率を表す指標になります。庁舎においては一般的に、延床面積 1 ㎡当たりのエネルギー使用量が用いられます。

10 LED式の信号灯器の導入 【(警)交通規制課】

LED式の信号灯器は、電球式に比べて6分の1程度の電力消費量であり、省エネルギー対策に寄与します。また、視認性の向上及び疑似点灯の防止に加えて、長寿命化が期待でき、最終的には地球温暖化の防止につながります。

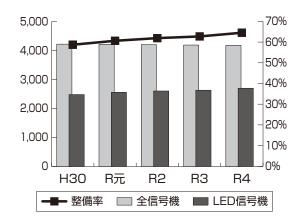
県では、2023 (令和5) 年度から2028 (令和10) 年度までの6か年計画により、全信号機を LED化することを目標に推進しています。

【LED信号機整備数】

2023 (令和5) 年3月末現在,全信号機4,177 か所のうち、2,700か所を整備しており、2018 (平成30) 年度以降の推移は、図2-1-1-6のとおりです。

(令和4年度整備数:69か所)

図2-1-1-6 LED信号機整備状況



区分年度	H30	R元	R2	R3	R4
全信号機	4,221	4,217	4,205	4,190	4,177
LED信号機	2,481	2,558	2,605	2,631	2,700
整備率	58.8%	60.7%	62.0%	62.8%	64.6%

第3項 自動車交通対策の推進

1 / 公用車への電動車導入 【グリーンイノベーション推進課】

自動車保有率の高い本県においては、自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、積極的に電動車(電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入を進める必要があります。

県では公用車における電動車の率先導入を推進

しており、2030(令和12)年度までに置換え可能な車両を電動車化することを目標に掲げています。

過去5年間の電動車導入実績については表2-1-1-14のとおりです。

表2-1-1-14 公用車における電動車の新規導入状況

(単位:台)

導入年度車種		H30	R1	R2	R3	R4	全保有台数 (R5.3.31時点)
	電気自動車	0	0	0	0	1	5
	プラグインハイブリッド自動車	0	0	0	0	0	3
	ハイブリッド自動車	7	11	10	19	72	312
	燃料電池自動車	0	0	0	0	1	1
電動車 小計		7	11	10	19	74	321
その他 小計		106	95	102	81	55	2,452
合計		113	106	112	100	129	2,773

(注) 知事部局、教育委員会、企業局、病院局、県警を集計したもの。

2 適正な土地利用によるまちのまとまりの維持 【都市計画課】

(1) 居住と都市機能集積の促進

人口減少と高齢化が同時に進行する局面でも、 誰もが生活に必要なサービスを持続的に享受でき るよう、駅周辺や市役所等の地域の拠点に公共施 設や商業施設、医療機関などの都市機能の核とな る施設を集積・誘導するとともに、周辺に居住機 能を誘導することで、「まちのまとまり」の維持に 努めます。

都市機能と住宅等の集積・誘導の促進に向けては、市町村の立地適正化計画*5策定を支援し、「都市機能誘導区域*6・居住誘導区域*7」の指定を促進するとともに、一体的な生活圏を有する市町村

を越えた範囲における「まちのまとまり」の維持 を図るため、広域的な視点から市町村間のまちづ くりに関する各種調整を行います。

2022 (令和4) 年度末現在、県内の13市町が 立地適正化計画を策定しています。

(2) 公共交通を軸としたまちづくり

自動車に依存しない公共交通を軸としたまちづくりを進めるため、人口減少と高齢化が現状のまま推移しても、まちの活力を維持し公共交通が成り立つよう、まちの機能や住宅を公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺等へ誘導します。

3 公共交通網の整備・維持 【交通イノベーション推進課】

二酸化炭素の排出抑制など環境への負荷を低減するためには、「過度に自動車に依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩等の多様な移動手段を適度に利用する状態」に転換することが必要不可欠であり、誰もが鉄道やバスなどの公共交通を使いやすくなるように、公共交通網の整備・維持に取り組みます。

(1) 地域的な暮らしの足の確保

高齢者や高校生などの自動車以外の移動手段を 必要とする県民が、生活スタイルに合わせて移動 ができる暮らしの足の確保に向けて、市町村、交 通事業者、地域住民と協調し、環境整備に取り組 みます。

2022 (令和4) 年度は、市町村職員が新たな 移動手段を導入するために必要な検討手法や知識 等をまとめた手引き書の周知や、説明などを行い ました。

(2) 基幹公共交通軸の確保・維持

鉄道やバスなどの基幹公共交通軸を将来にわたって確保していくため、県内利用者だけでなく、 県外からの観光客も使いやすいよう利用環境を改善するとともに、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。

2022(令和4)年度は鉄道駅のバリアフリー化、駅及び駅周辺の交通関連施設整備等の支援(ステーション整備)、交通系ICカード導入支援、バス情報オープンデータ活用イベント・研修会などを行いました。

(3) 新技術を活用した効率的で持続可能な移動 手段の確保

高齢化の進展による交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化等の観点から、公共交通機関への利用転換を促進するため、新技術を活用した効率的で持続可能な移動手段の確保に取り組みます。

^{*&}lt;sup>5</sup>**立地適正化計画**:都市住民の生活を支えるサービスが維持された持続可能な都市の実現に向けて、居住機能や都市機能の立地誘導を通じて、都市 構造のコンパクト化を図るための計画のこと。

^{*6}都市機能誘導区域: 立地適正化計画に基づき定めるもので、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

^{*&}lt;sup>7</sup>居住誘導区域:立地適正化計画に基づき定めるもので、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。



EVによるカーシェアリングで地域課題解決と脱炭素に挑戦

1 シェアリングエコノミーとは?

環境問題に対する意識の高まりから、シェアリングエコノミーという言葉を耳にする場面が増えてきました。これは一般の消費者や企業がモノや場所、スキルなどを必要な人に提供したり、共有したりする新しいサービス形態のことを指します。移動手段を共有するカーシェアリングは、持続可能な社会との親和性が非常に高く、過剰消費と使い捨て文化に替わる新たなライフスタイルをもたらすとともに、遊休資産の有効活用にも資することが期待されます。



出典 総務省「シェアリングエコノミー活用ハンドブック」

2 事業概要

そこで、群馬県では2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」実現に向けた取組を加速させるため、電気自動車(以下「EV」という。)や再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)を活用したカーシェアリングの実証実験に取り組んでいます。実証実験では、新規に導入したEVを平日は近隣の自治体や民間企業とシェアします。さらに、休日は地域住民や観光客等と同じ車両をシェアすることで、二次交通の充実や地域活性化に貢献します。また、EVは蓄電池としての活用も期待されており、災害時等の非常用電源としても活用します。

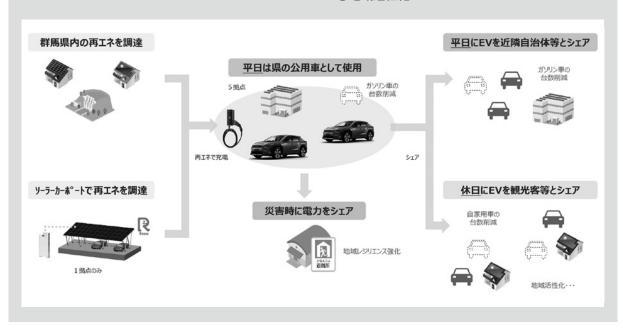
実証は、2023(令和5)年8月から開始し、県内5か所の県有施設で36か月間行う予定です。

EVにしかない、滑らかな走りと静かで快適なドライブを気軽に体感でき、予約はスマホアプリから誰でも簡単にできます。

また、群馬県の構築するGunMaaSアプリとも 連携させることで、更なる利用拡大を図っていき ます。

3 見込まれる効果

- ①EV普及による運輸部門の温室効果ガス排出量 削減
- ②車両台数削減による空間創出
- ③地域レジリエンス強化
- ④地域活性化



4 / モビリティ・マネジメントの推進 【交通イノベーション推進課】

「過度に自動車に依存した状況」から「公共交通 や自転車、徒歩等の多様な移動手段を適度に利用す る状態」へ、県民一人ひとりの交通行動を変えてい くため、公共交通を利用することによるメリットや 公共交通の現状と必要性などを伝えるとともに、公 共交通マップの作成・提供など公共交通の利用を促 す取組を市町村や関係者と連携して実施します。

(1) 公共交通乗り方教室

小学生を対象に「バスの乗り方教室」を開催し、体験乗車等を通じて公共交通に興味をもってもらうとともに、利用時のマナーを伝えるなど、将来の公共交通の利用者を育成するものです。

2022(令和4)年度は、18校で実施しました。 実施した学校数の推移は表2-1-1-15のとお りです。

表2-1-1-15 バスの乗り方教室実施学校数の推移 (単位:校)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
学校数	14	13	_	14	18

※2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて中止しました。

(2) 公共交通に対する意識啓発活動

自家用車から公共交通への移動手段の転換など、 公共交通の利用を促す意識啓発活動を行います。

2022 (令和 4) 年度は、1つのアプリで各交通サービスの経路検索や予約、料金の支払いができる Webサービス「GunMaaS (グンマース)」を2023 (令和 5) 年3月15日にリリースし、[GunMaaS (グンマース)」に関するチラシやポスターを作成、市町村や事業者など関係者に配布し、広報 PR を行いました。

5 自転車を利用しやすい通行空間の整備

【道路管理課、道路整備課、都市整備課】

自転車は、排気ガスを出さず、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段です。

そのため、県では、自転車利用を推奨していますが、交通ルールやマナーを守りながら、もっと 自転車が安全に通行できる空間整備が必要です。

そこで、自転車の安全確保と利用拡大を目指し、2019 (平成31) 年3月に「群馬県自転車活用推進計画」を策定しました。計画の策定に当たっては、「県内自転車事故の削減」「自転車を安全・安心して利用できる環境の創出」「自転車の安全利用に向けた安全教育」の3つの課題について対策を示しています。

今後は、この計画に基づき、自転車道や自転車 通行帯等の整備や安全教育を進め、自転車を安全 に利用できる環境の整備をしていきます。

2022 (令和4) 年度は県道藤木高崎線などで、 矢羽根型路面表示の設置などによる自転車通行空間の整備を行うとともに、自転車利用の促進を図 るため、サイクリングロードマップの配布を通し て自転車の魅力の情報発信に取り組みました。

また、自転車の安全な利活用を促進する企業と 連携した取組や、県内の高校や駅などにおいて、 ヘルメットの着用促進などの安全な自転車利用に 向けた啓発活動を行いました。

6 自動車交通網の整備 【道路管理課、道路整備課、都市計画課、都市整備課】

県では、「災害時も機能する」、「物流の効率化と 観光振興を支える」、「まちのまとまりをつなぐ」、 「生活を支える」の4つの観点から自動車交通網 の整備を進めています。

バイパス整備や道路拡幅、交差点改良等により 渋滞が解消され、道路交通がスムーズになり安全 性が向上するほか、自動車からの排気ガスが削減 されることで地球温暖化防止に貢献できます。

2022(令和4)年度は上信自動車道、西毛広域幹線道路などのバイパス整備をはじめ、渋滞箇所の現道拡幅や交差点改良を行いました。

2023 (令和5) 年度の主な事業箇所は次のとおりです。

- ①上信自動車道(吾妻東バイパス2期、吾妻東 バイパス、吾妻西バイパス、長野原嬬恋バイ パス)バイパス整備
- ②西毛広域幹線道路(高崎工区、高崎西工区、高崎安中工区、安中富岡工区)バイパス整備
- ③国道254号(福島西交差点)交差点改良
- ④県道前橋館林線(新田大根町交差点)交差点 改良

第4項 県民や民間団体の環境活動の促進

1 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの活動推進 【環境政策課】

群馬県地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の現状に関する情報提供や、温暖化対策の普及啓発を行う拠点として2005(平成17)年5月に設置されました。

本県では、「特定非営利活動法人地球温暖化防止ぐんま県民会議」が、知事によりセンターに指定されています。

センターでは、次の業務等を行っています。

- ・地球温暖化対策に関する出前講座への地球温 暖化防止活動推進員の派遣
- ・地球温暖化防止活動を行う民間団体の支援
- ・日常生活における温室効果ガスを減らす工夫 についての質問・相談対応
- ・環境GS認定事業者への支援事業

【群馬県地球温暖化防止活動推進センター】

₹371-0854

前橋市大渡町1-10-7 (県公社総合ビル6階)

電 話: 027-289-5944 FAX: 027-289-5945 E-mail: info@gccca.jp

URL: https://www.gccca.jp/

2 群馬県地球温暖化防止活動推進員の活動推進 【環境政策課】

地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき知事が委嘱しており、地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性などの普及啓発を草の根的に推進するため、県や市町村と協働して活動しています。

本制度は、2003 (平成15) 年度から委嘱を開始し、141人の方に委嘱しています。

表2-1-1-16 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数

(単位:人)

委嘱年度	人数
H15	10
H17	102
H19	200
H21	230
H23	229
H25	205
H27	202
H29	144
R元	150
R 3	138
R 5	141

※任期:原則2年間

【活動事例】

- ○群馬県地球温暖化防止活動推進センターの 「出前講座」講師を務める
- ○県や市町村主催の研修会や講演会に参加し、 得た知識を日頃の環境活動に生かす
- ○温暖化防止に関する各種資料やパンフレット を配布し、普及啓発に努める
- ○市町村主催の環境セミナー等で講師、リーダー、 アドバイザーを務める
- ○市町村主催のイベントで、パネル展示や体験 ブースを設置するなど、温暖化に関する出展 を行う
- ○環境にやさしい買い物スタイルの普及活動を 行う
- ○推進員が身近に体験した環境情報や温暖化防止に資する取組事例等を、年3回程度発行する 「推進員ニュース」を通して情報共有を図る